

令和5年（ウ）第1号 島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

債権者 ██████████ 外3名

債務者 中国電力株式会社

準備書面（28）

（福井地裁令和6年3月29日決定について）

2024（令和6）年4月23日

広島高等裁判所 松江支部 御中

債権者ら代理人弁護士 妻 波 俊 一 郎

同 水 野 彰 子

ほか

1 福井地裁令和6年3月29日決定（乙278）

福井地裁令和6年3月29日決定（乙278）（以下、「福井地裁決定」という。）は、「避難計画の不備を理由に人格権侵害の具体的危険を疎明する場合においては、その前提として、債権者らが避難を要するような事態（放射性物質が外部に放出される事態）が発生する具体的危険を具体的に疎明する必要があるものと解される」と判示した。

2 福井地裁決定の解釈には重大な過誤がある（本書面のサマリー）

- (1) しかし、福島第一原発事故の教訓を踏まえて改正された2012（平成24）年の原子力関連法令等の趣旨は、福島第一原発事故のような深刻な事故を二度

と起こさないことであり、これら法令等の下では、仮に、福島第一原発事故以前に、福島第一原発を差し止めることを求める訴訟が提起された場合に、これが棄却されるような判断枠組みを採用することは許されない（準備書面(8)・34頁に記載したとおり、大塚直教授も同様の指摘をしている）。そして、福島第一原発事故直前の時点（2011（平成23）年1月1日）において、「福島第一原発サイトで30年以内に震度6以上の地震が起きる確率」は、0.0%とされていた。にもかかわらず、そのわずか3か月後に地震は起こり、極めて多数の周辺住民を被ばくさせ、避難を余儀なくさせる事態に至ったのである。

また、福島第一原発事故の原因の一つとして、5層からなる深層防護の不徹底があったことは国会事故調査報告書や政府事故調査報告書から明らかであり（後記7(1)参照）、深層防護を徹底してシビアアクシデント対策を講じ、また、実効性のある避難計画を策定・実施していれば、事故の被害はあれほど甚大なものにまではならなかった可能性がある。深層防護の徹底も、2012（平成24）年の原子力関連法令等の趣旨というべきである。

(2) これに対し、福井地裁決定のような判断枠組みを採用する限り、大地震の発生確率が0.0%とされていたのであるから、差止めを求める周辺住民らが避難を要するような事態（放射性物質が外部に放出される事態）が発生する具体的危険について、周辺住民らが具体的に示したという判断にはならないのだろう¹、避難計画に不備があっても人格権侵害の具体的危険はない、と判断される（差止請求は棄却される）のであろう。

これは、福島第一原発事故の教訓を踏まえたものとは到底言い難く、福島第一原発事故後の原子力関連法令等の下で、福井地裁決定のような判断枠組みを採用することは許されないことは、論を俟たない。

¹ 科学的不確実性を踏まえれば、そのような判断自体が誤っているというべきであるが、ここでは措く。

(3) 上記1のような誤った解釈が導かれた原因は、次の①～⑤の観点を無視ないし軽視したことにある。

すなわち、原発という科学技術を利用するにあたっては、①深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する安全確保対策によって担保される安全が、設計の前提条件（想定）の範囲内にとどまること、②したがって、前提条件外（想定外）の事象に対しては極めて脆弱であること、③しかるに、現在の科学技術水準では、「原発稼働期間中に条件外の事象（とりわけ地震や火山噴火などの想定外の自然現象）が発生する可能性は低い」かどうかを適切に（十分な精度をもって）評価することはできないこと（現在の科学技術水準には、大きな不確実性が存在すること。科学の限界）、④他方で、条件外（想定外）の事象が発生した場合にもたらされる被害は甚大かつ不可逆的であることが十分に考慮されなければならない。そうであるにもかかわらず、福井地裁決定は、上記①～④を無視ないし軽視したうえ、⑤現行の原子力関連法令等の趣旨、ひいてはその背後にある福島第一原発事故の教訓さえも無視したために、上記1のような誤った判断を行ったというほかない。

科学的な不確実性ゆえに、どんなに対策を尽くしても想定外の事象が絶対に発生しないと断ずることはできず、事故発生確率をゼロとすることはできない。それは確かに低確率かもしれないが、発生した場合の被害が極めて甚大・不可逆であることに照らし、低確率というだけでは、事故発生の危険を社会として受忍できるということにはならない。発生確率がゼロではない以上、如何に第4の防護レベルまでを万全にしたとしても、そこまでの段階で人格権侵害の具体的危険は受忍できるレベルに低減されていると評価することはできないというのが深層防護の考え方である。

深層防護を徹底し、とりわけ前段否定を徹底して、万が一の場合に備えて実効性のある避難計画を予め策定しておくことによって、初めて原発が持つ危険を社会として受忍せざるを得ないといえる程度にまで低減したとみることがで

きる。反対に、避難計画に不備があれば、社会として原発の持つ危険を受忍できない、人格権侵害の具体的危険（ないし違法な侵害のおそれ）を認めて差止めを容認する、というのが、福島第一原発事故の教訓というべきである。

- (4) なお、福井地裁決定は、そもそも異なる事業者の異なる原発（関西電力美浜3号炉）について、異なる当事者間の主張・疎明を前提とした判断であるため、本件でさして参考になるものではないと思われる。しかしながら、同決定が、本件の審理が事実上終結された後に突如として疎明資料として提出された裁判例である上に、上記のとおり到底容認できない過誤を抱えた判断であることから、念のため、本件における債権者らの従前の主張に沿って、本件で採用されるべきでない理由を詳述する。

3 前提—原発稼働行為に内在する危険が受忍せざるを得ない限度まで低減されていなければならないこと

発電用原子炉施設から放射性物質が周辺環境に放出された場合、周辺住民の生命・身体等に対して甚大かつ不可逆的な被害をもたらす。その意味において、本件原発稼働行為には債権者らの生命・身体を侵害する危険があるから（争いなし）、安全確保対策によってその危険が受忍せざるを得ない限度まで低減されていない限り、その危険は「具体的危険」ないしは「人格権を違法に侵害するおそれ」と評価されるべきである（甲199・108頁以下²、甲147・6頁～

²（甲199とは）：大塚直「原発稼働による危険に対する民事差止訴訟について」同責任編集『環境法研究 [5号]』（信山社、2016年7月）。ここでは「事故型の損害発生ケースである（事故発生の可能性が低い）原発の民事差止訴訟の判断枠組はどのようなものであるべきか。すなわち、高度の蓋然性がある場合には当然具体的危険性があるといえるが、蓋然性が高度とはいえない場合に、どのようなときに具体的危険性があるといえるか。この点については、原発については、ひとたび事故を起こせば極めて甚大な被害を発生させるおそれがあるから、具体的危険性の判断においても、高度の蓋然性は必要ではなく、①社会通念上無視し得ない程度を超える危険性があれば足りると考えられる。女川訴訟1審判決以来、多くの裁判例がこの立場を採用してきたのはこのような趣旨であるといえよう。すなわち、これは、危険ないしリスクを、《侵害発生の可能性×（それが発生したときの）重大性の程度》として捉える発想に基づくものであり、…略…この考え方は、従来から、原発差止訴訟では一般的に認められてきた」と指摘されている。

7頁も同旨³⁾。それは、単に事故発生確率の大きいか小さいかということだけでなく、原発事故被害の特殊性や甚大さ等を踏まえて判断されなければならない。実効性のある避難計画が策定されていなければ、万が一の場合に周辺住民らが被る損害は、これが策定されている場合と比較して（不必要に）大きくなるのであって、そのようなリスクについて、社会として受忍せざるを得ないと評価することは許されない。

なお、特に確率を問題とするのであれば、これを十分小さいと評価するためには、少なくとも、セシウム137の放出が100テラベクレルを超えるような事態が発生する確率を 10^{-6} 以下（100万炉年に1回以下）に抑えるという安全目標が参照されなければならない。なんとなくその確率は低いだろう、などという裁判所の感覚に依拠することは許されない。

4 深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する安全確保対策によって担保される安全は設計の前提条件の範囲にとどまること／したがって「条件外の事象」が発生した場合には安全が担保されないこと

- (1) 現行法上、原発では、まず原子炉等規制法による事業者規制で、深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する安全対策が講じられることとなっている。しかしながら、水戸地裁判決（甲1・256頁）が指摘するように、「いかなる事象が生じたとしても、発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に絶対に放出されることのない安全性を確保すること（いわゆる絶対的安全性を要

³⁾（甲147とは）：原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」。ここでは「科学技術を利用した各種の機械、装置等は、絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさと比較衡量の上で、これを一応安全なものとして利用している」とある。即ち、原子力規制委員会においても“原発含む科学技術利用は、それに内在する危険が社会通念上容認できる水準以下でない限り「安全」と評価できない＝利用してはならない”との考え方が採用されているのである。

求すること)は、現在の科学技術水準をもってしても、達成することは困難と言わざるを得ない」ものである。

- (2) 言い方を変えれば、深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する安全確保対策によって安全が確保されているといっても、それは設計の前提条件の範囲内のことであって、条件外(想定外)の事象に対しては極めて脆弱であり、そのような事象が起きた場合には、もはや安全は担保されなくなるのである(甲2・415頁)。

5 現在の科学技術水準では「原発稼働期間中に『条件外の事象』が発生する可能性は低い」かどうかを適切に評価できないこと(科学の限界)

- (1) それにもかかわらず、とりわけ地震や火山噴火といった自然現象については、大きな不確実性が存在するとされており、「条件外の事象」⁴がいつどのように生じるかという予測を適切に(十分な精度をもって)行うことは、現在の科学技術水準の下ではやはり達成困難と言わざるを得ない(甲1・255頁～256頁も同旨)。要するに、現在の科学技術水準では、本件原発稼働期間中に「条件外の事象」の発生確率が低いということを適切に(十分な精度をもって)評価できないのである。
- (2) 現に、福島第一原発事故を引き起こす端緒となった東北地方太平洋沖地震は最大震度7/マグニチュード9.0だったが、地震調査研究推進本部地震調査委員会は、同事故発生直前である平成23年1月1日時点で、福島第一原発サイトで30年以内に震度6以上の地震が起きる確率を0.0%としていた(申立書・42頁「図表1・各原発に置いて30年以内に震度6強以上の地震が発生する確率」)。
- (3) 上記(2)を見ても明らかなように、例えば地震予測に関する科学的知見は、未

⁴ (条件外の事象とは)：条件外の事象すなわち発電用原子炉施設の事故の原因は、原子炉施設の設計・施工の瑕疵やテロリズムなどの人的要因、地震・津波・火山等の自然現象など様々なものが考えられるとされる(甲1・255頁)

だ、原発事故による深刻な被害を万が一にも起こさないといえる程度には、精度の高いものにはなっていない。

その理由に関しては、例えば原子力安全・保安院における「地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ」の主査だった瀨瀨一起・東京大学地震研究所教授が、同職を辞した後に「辞任してから改めて原発審査を振り返ってみると、科学的に正しい耐震安全性が適用されるようにという信念の下、自分では努力したつもりだった。しかし、科学の方に限界があって、こうした信念も空回りしてしまったというのが正直な実感である。今回の原発事故の最大の教訓は、どんなに一生懸命、科学的な耐震性の評価を行ったとしても、それを上回るような現象が起こる国だと分かったことであろう。それを考えれば、これから起こる全ての現象に備えられるような原発は造れないと思っている。」

「地震という現象は複雑系で決定論的な理解が困難なうえに、実験で再現することができず、更に発生頻度が著しく低いためデータに乏しいという三重苦にある。地震研究が進めば進むほど、地震が、いつ、どこで、どのくらいの大きさで発生するかを定量的に予測することの難しさが明らかになってきた。こういった地震の科学の限界は、地震予知研究の達成度が低いことに端的に現れている。」と述べている（甲159・272～273頁⁵）。瀨瀨教授のこの言葉にもあるように、科学には不確実性や多義性が内在しているために限界があって、現在の科学技術水準の下では、「条件外の事象」が発生する具体的可能性を把握しきれぬほどに成熟するに至っていない（その意味で、不確実性が多分に存在している）のである。これは地震以外の自然現象についても同様である。

- (4) なお、債権者らは、原発に到来し得る自然現象を適切に（十分な精度をもって）評価することができないからといって、原発を設置することができないと

⁵（甲159とは）：瀨瀨一起ほか『地震の科学の未来—限界を踏まえた情報発信とは』世界臨時別冊No. 826（岩波書店、2012、272～273頁）

いう無価値論を主張しているのではない。科学技術水準の限界を適切に踏まえ、十分な保守性をもって評価を行えば、想定外の事象が発生する危険を相当程度低減することは可能である。しかし、実際の想定は、科学的に不確実な事実は極力考慮対象に含めないことが科学的だという前提に立ち、保守的な評価を行っていない。そのような場合には、第1から第4の防護レベルについて万全な対策が講じられたと評価することはできないが、これらが万全になされていたとしてもなお、事故発生危険は社会通念上無視できるほどに小さくできないからこそ、深層防護の考え方が採用され、第5の防護レベルにも万全を尽くすことが求められているのである。

6 「条件外の事象」が発生した場合にもたらされる被害は甚大かつ不可逆的であること

- (1) 他方で、現在の科学技術水準の下では把握できなかった「条件外の事象」が発生した結果として発電用原子炉施設から放射性物質が周辺環境に放出されてしまった場合、周辺住民らの生命・身体等に対して甚大かつ不可逆的な被害をもたらしてしまうことは、前述したとおりである。
- (2) このように、①万が一「条件外の事象」が発生した場合には周辺住民らの生命・身体等に対して甚大かつ不可逆的な被害をもたらすにもかかわらず、②現在の科学技術水準の下では「条件外の事象」が発生する具体的可能性を把握することが困難なのである。以上に加え、現行の原子力法規制が甚大かつ不可逆的な被害からの債権者らを含む国民の生命・身体の保護を最優先としていること（原子力基本法2条2項、原子力災害対策特別措置法1条等）に鑑みれば、少なくとも現在の科学技術水準の下で原発稼働行為に内在する危険を受忍せざるを得ない限度まで低減させるためには、「オンサイトの施設の技術面の安全対策」すなわち深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する安全対策のみならず、「オフサイトの安全対策」すなわち深層防護の第5の防護レベルに

相当する安全対策も必要条件であると解する必要がある。避難計画その他の深層防護の第5の防護レベルに相当する安全対策が欠落し又は不十分である場合には、本件原発の再稼働行為に内在する被ばくの危険が「受忍せざるを得ない限度まで低減」されているとは評価できないというべきなのである。

7 債権者らの解釈は、福島第一原発事故の教訓ひいてはそれに基づく現行の原子力関連法令等の趣旨ないし構造に照らして相当であること／上記1の決定は、福島第一原発事故の教訓ひいてはそれに基づく現行の原子力関連法令等の趣旨ないし構造を無視するもので不当であること

そして、以上のような債権者らが主張する解釈が相当であること（上記1の決定が不当であること）は、以下に見る福島第一原発事故の教訓、延いてはそれに基づき改正された現行の原子力法規制の趣旨ないし構造からしても明らかである。

(1) 福島第一原発事故の教訓

ア 国会事故調査報告書（甲4）535頁～536頁では、福島第一原発事故以前の原子力法規制の問題点に関して「日本の原子力法規制（注：福島原発事故以前の法規制）では、深層防護の確保が十分に行われていないという問題点がある。…略…日本における原子力安全規制は、電気事業法及び原子炉等規制法によって定められているが、基本的には、5層からなる深層防護のうち第3層を超える事象は事実上起き得ないととらえられてい [た]」

「原子力防災対策においても、第5の深層防護の確保に実効性を持たせるという点において不十分であった。日本では、『防災対策は原子炉施設の安全確保のための措置の外側に位置し、原子炉等規制法に基づく安全規制とは独立に準備されている行政的措置である』とされてきた。すなわち、日本の原子力法規制においては、原子炉の安全性の確保と防災対策は、関係し

ないものにとらえられてきた。しかし、IAEAの第5層の防災対策を実効あるものにするには、防災対策と安全規制の連携が必要であると思われる」等と指摘した上で、「原子力法規制のあり方の視点」の一つとして「深層防護の確保を十分に行うための検討・法整備の必要性」を挙げている。

イ また、政府事故調査報告書（甲2）412頁以下も、①福島第一原発事故以前の原子力法規制の問題点として「安全性が確保されていると言っても、それは設計の前提条件の範囲内のことであって、条件外の事象が起きた場合には、もはや安全性は担保されなくなる。現に、事業者も規制関係機関も、条件外の事象は起こらないとの過剰なまでの自信を抱いていたがゆえに、今回の大津波のように条件を超えた事象に襲われるまで、…（略）…最悪の事態に陥るのを防ぐ対策が実は「穴」だらけであったことに気づかなかった。」と指摘するとともに、②同事故の教訓として「リスクの捉え方を大きく転換すること。これまで安全対策・防災対策の基礎にしてきたリスクの捉え方は、発生確率の大小を判断基準の中心に据えて、発生確率の小さいものについては、安全対策の対象から外してきた。…略…しかし、東日本大震災が示したのは、“たとえ確率論的に発生確率が低いとされた事象であっても、一旦事故・災害が起こった時の被害の規模が極めて大きい場合には、しかるべき対策を立てることが必要である”というリスク認識の転換の重要性であった」「今回のような巨大津波災害や原子力発電所のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率に関わらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである」としているところである。

(2) 現行の原子力関連法令等の趣旨ないし構造

ア そして、現行の原子力関連法令等は、福島第一原発事故に係る以上の教訓を踏まえたものであって、その具体的内容は、水戸地裁判決（甲1）256

頁～257頁が示すとおりである。

イ すなわち、

- ① 発電用原子炉施設は、前記のとおり原子炉の運転により人体に有害な多量の放射性物質を発生させることが不可避であり、多量の放射性物質を封じ込め管理し続けることができなければ、安全であるということとはできない。したがって、発電用原子炉施設の設置者には、高度な科学技術により原子炉を制御し放射性物質を安全に管理することが求められるのであり、原子力基本法、設置法及び原子炉等規制法は、福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、安全の確保を旨として、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会に安全確保に係る基準の策定を行わせ、発電用原子炉施設の設置を同委員会による許可制とするなどして、規制を行うものとしている。
- ② しかし、原子炉運転中に事故の要因となる自然災害等の事象がいつどのように生じるかという予測を確実に行うことはできず、いかなる事象が生じたとしても、発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に絶対に放出されることのない安全性を確保すること（いわゆる絶対的安全性を要求すること）は、現在の科学技術水準をもってしても、達成することは困難といわざるを得ない。
- ③ そこで、周辺住民に対して大きなリスク源となる発電用原子炉施設が、予測の不確実さに対処しつつリスクの顕在化を防いで安全性を確保するための方策として、深層防護の考え方を適用することが有効とされており、IAEAは第1から第5までの防護レベルによる深層防護の考え方を採用している⁶。
- ④ そして、IAEAの加盟国である我が国の原子力基本法は、原子力利用の安全の確保について確立された国際的な基準を踏まえるものとして

⁶（関連証拠）：甲3・64頁～66頁

おり、原子力規制委員会は、I A E A の上記深層防護の考え方を踏まえ、原子炉等規制法の委任を受けて制定した設置許可基準規則において、設計基準対象施設に係る同規則第 2 章で第 1 から第 3 までの防護レベルに相当する安全対策を、重大事故等対処施設に係る同規則第 3 章で第 4 の防護レベルに相当する安全対策を規定し、避難計画等の第 5 の防護レベルの安全対策については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置がされることにより、もって、発電用原子炉施設の安全を図るものとしている⁷。

(3) 結語

このように、福島第一原発事故の教訓およびそれに基づく現行の原子力法規制は、条件外の事象が発生した場合も含めた原発事故被害の甚大性・不可逆性から国民の生命・身体を保護するために、深層防護の第 1 から第 5 の防護レベルに相当する安全対策を講じることで原発稼働行為に内在する危険を受忍せざるを得ない限度まで低減することを要求している。

以上からすれば、深層防護の第 1 から第 5 の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分である場合に「人格権侵害の具体的危険の存在」ないしは「人格権を違法に侵害するおそれの存在」を認めるべきであるとする債権者らの解釈（水戸地裁判決（甲 1）の解釈）は、福島第一原発事故の教訓ひいてはそれに基づく現行の原子力関連法令等の趣旨・構造に照らしても相当なものであるといえる⁸。

⁷（関連証拠）：甲 3・66 頁、同・73 頁。ここで述べられているように、現行の原子力関連法令等では、設置許可基準規則に避難計画に関する事項が含まれていないものの、避難計画その他の第 5 の防護レベルに相当する安全対策については災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく措置で担保されることとなっている。原子力規制委員会は、このことをもって「I A E A の安全基準に抵触するものではない」との考えを示している。

⁸（新規制基準の考え方とも合致）：なお、以上の解釈は、原子力規制委員会「発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（甲 147・6 頁～7 頁）に照らしても相当である。すなわち、同文書において原子力規制委員会は、原発技術を含む科学技術の利用に関して、「（その

8 最後に

福島第一原発事故以前の時代に逆行させるような上記1の決定の解釈を許してはならないこと。それは、福島第一原発事故の教訓延いてはそれに基づく現行の原子力法規制の趣旨ないし構造からして明らかというべきである。

かつて大塚直早稲田大学教授（民法、環境法）は、上記1と同様に避難計画その他の深層防護の第5の防護レベルの整備を軽視する裁判例に対して、「最新の科学的専門技術的見地からの対策をとってもなお事故のおそれがなくなったわけではないのであり（原子力規制委員会前委員長田中俊一氏発言）、このように、恰も事故の対策をとっていれば事故は全く起きないような記述は、（想定外の事故を起こしてしまった）福島第一原発事故の教訓を全く得ていないものとして批判されなければならない」と指摘していた（甲79・79頁以下）。至極もつともな指摘である。

水戸地裁判決（甲1）が示したように、深層防護の第1から第5の防護レベ

科学技術利用に内在する）危険性が社会通念上容認できる水準以下である場合に、…その危険性の程度と科学技術利用により得られる利益の大きさの比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用している」としていた（注釈2参照）。

この点、本文でも指摘したように、現行の原子力関連法令等においては、IAEAの安全基準を踏まえ、深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する安全対策については原子炉等規制法による事業者規制によって担保し、同じく第5の防護レベルに相当する安全対策については災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく措置が講じ、もって原発の安全を図ることとしている（甲3・69頁及び73頁、甲1・256頁～257頁）。そのため、現行の原子力関連法令等は、原発利用に内在する危険については、上記のように深層防護の第1から第5の防護レベルに相当する安全対策が講じられている場合に「その危険が社会通念上容認できる水準以下である」と考え、その上で、それでも残存する危険（リスク）に限って、その危険性の程度と原発利用により得られる利益の程度を比較考量してこれを一応安全なものであるとして利用することが予定されているということが分かる。とすると、深層防護の第1から第5の防護レベルが欠落し又は不十分である場合は、原発利用に内在する危険性が「社会通念上容認できる水準以下」であると言えないので、安全でないから利用すべきでないということになる。これは、原子力基本法2条1項が「安全を旨として」と定めて安全確保が最優先である旨を明示していることにも合致する。

9（甲7とは）：大塚直「5 原発民事差止訴訟の課題—大飯原発控訴審判決〔大塚 直〕名古屋高金沢支判平成30年7月4日判時2413=2414号71頁」同責任編集『環境法研究〔10号〕』（信山社）

ルのいずれかが欠落し又は不十分である限り、「人格権を侵害する具体的危険の存在」ないしは「人格権を違法に侵害するおそれの存在」を認めて差止請求を認容すべきである。

以上

【参考・債権者ら代理人による令和5年9月23日実施の説明資料より抜粋】

| | |
|--|---|
| 24 | |
| 2 「5層の深層防護の徹底」は「福島原発事故の教訓」であること | |
| 5層の深層防護の徹底は「福島原発事故の教訓」 | |
| 教訓① 設計の前提 条件外の事象 が起こった場合には、 安全性は担保されない | 第4の防護レベルも同じこと |
| ↓ | |
| 教訓② 条件外の事象が起こるかどうかは、 現在の科学的知見では予測できない | |
| ↓ | |
| 教訓③ 福島原発事故のような想定を超えた巨大津波などによる原発のシビアアクシデントのように 広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害 の場合には、 発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべき | |
| ↓ | |
| 原発の「安全」には 5層の深層防護の徹底が必要不可欠 | |
| 1 現行原子力法規制が「5層の深層防護の徹底」を求めていること | |
| 24 | |
| 原発に求められる安全＝現行の原子力法規制も「5層の深層防護の徹底」を求めている＝まとめ② | |
| 現行の原子力法規制下でも、 | 甲3 |
| ポイント①：連続した5つの防護レベルを用意すること | 【重要】 各防護レベルが独立して有効に機能することが、 深層防護の 不可欠な要素 であるとされている(甲3:64頁) |
| ポイント②：各防護レベルが独立して有効に機能すること | |
| ↓ | |
| 原発事故被害のリスクを 許容せざるを得ない限度まで低減 | |
| ↓ | |
| 現行の原子力法規制の下でも、 | |
| 上記①と②どちらか一方が欠如すれば、 リスクが許容できる限度まで低減されていると評価できない | |
| ＝「安全」と評価できない | |
| <small>平成28年6月29日策定 平成28年8月24日改訂 平成29年11月8日改訂 平成30年12月19日改訂 令和4年12月14日改訂 原子力規制委員会</small> | |